

13 新規就農者支援策一覧（全体版）

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
1	山形県	就農相談窓口	—	「山形県農業経営・就農支援センター」の就農相談の窓口を（公財）やまがた農業支援センター内に設置し、独立自営就農に向けた就農相談やその他、就農に関する各種支援制度を紹介	—	—	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	①就農相談
2	山形県	ぶち農業・農村暮らし体験事業	山形県で新規就農を希望する者等	○受入農業者に対して参加者1人当たり7千500円（宿泊）・5千円（日帰り）を支援。ただし、同一農業者で9日を超える場合、1千円/日の参加者負担あり。年間最大15日まで利用可能 ○県外在住の参加者で自ら宿泊費を支払う場合、最長6泊分まで、宿泊費の1/2か3,000円のいずれか低い額を受給 ○体験者が家族と来県した場合、交通費及び家族の宿泊費支援並びに県産農畜産物の贈呈 ○参加に係る傷害保険料を負担	毎年度2月末まで実施	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	②農業体験
3	山形県	お試し就農移住体験事業	・県外在住で、非農家出身で農業に新規参入し、独立自営就農を目指す長期就農・移住体験者の受入農家・事前にぶち農業・農村暮らし体験への参加していること	○県外在住の長期就農・移住体験者の受入農家に対して、最長6か月の就農体験に要する賃金及び労災保険料を10万円/月を上限にを交付	—	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	②農業体験
4	山形県	経営継承準備支援事業	第三者に継承を希望する農業経営者（出し手）	○第三者経営継承に係る鑑定・契約・登記・資産評価等に要する経費 ○対象経費の1/2又は50万円のいずれか低い額	—	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑩その他
5	山形県	独立就農者育成研修事業	山形県で新規就農を希望する者等	【就農準備資金型】 ○非農家出身で独立自営就農を目指す就農時50歳未満の者等 ○新規就農者育成総合対策（就農準備資金）（年間最大150万円）を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ 【県支援型】 ○非農家出身で独立自営就農を目指す就農時50歳以上の者等 ○独立自営就農者育成研修事業助成金を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ	—	【就農準備資金型】約20名 【県支援型】若干名	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	④研修費用助成
6	山形県	新規就農定着サポート事業 独立自営就農者定着支援事業	認定新規就農者等（新規参入者） ・営農費用助成は50歳以上65歳未満の方	【営農費用助成】 ○営農費用（種苗費、農業費、肥料代等）の一部を助成。助成額60万円以内（年間最大60万円、3年以内）	—	—	（公財）やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑤営農費用助成
7	山形県	定着支援アドバイザー設置支援事業	—	【アドバイザーの設置】 ○独立自営就農した認定新規就農者に対し、定着支援アドバイザーを設置する場合、アドバイザーに対し1年目10万円、2年目5万円を助成 ○県外からの移住者で、半農半Xや認定新規就農者でない独立自営就農者に対し、定着支援アドバイザーを設置する場合、アドバイザーに1年間10万円を上限に助成	—	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑦受入農家への助成
8	山形県	経営継承サポーター設置支援事業	第三者継承により新たに農業経営を開始した者（受け手）。 ・受け手が、経営移譲した生産者（出し手）を雇用契約に基づく雇用を行い、その指導・助言を得る場合。	出し手を「経営継承サポーター」として認定し、受け手が支払う雇用に係る賃金等を支援。 ・1年目 @100千円（上限）×6か月以内 ・2年目 @50千円（上限）×6か月以内	—	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑩その他
9	山形県	新規就農パンフレット	—	新規就農者の支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布（HP公開あり）	—	—	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑩その他
10	山形県	経営継承ハンドブック	—	農家の経営継承を促進するための進め方等をまとめた生産者向けのハンドブックを作成・配布（HP公開あり）	—	—	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑩その他

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
11	山形県	雇用就農支援事業	50歳以上の就農希望者を雇用・育成する農業法人等	雇用就農者に対する研修経費として、1人当たり年間最大60万円（教育研修助成金月額最大5万円）を2年間助成	令和7年5月1日～5月30日	8名	（一社）山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
12	山形県	お試し雇用就農助成事業	県外からの雇用就農者を雇用する農業法人等	新規就農のうち「雇用就農」を希望する移住者等の就農後のミスマッチによる離職（退職）を防止し、就農定着につなげるため、移住者等を短期間試用し就農体験を提供する農業法人等に対して、賃金等の一部（上限10万円）を最長4か月間助成	令和7年5月1日～5月30日	4名	（一社）山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
13	山形県	雇用就農資金事業	50歳未満の就業希望者を雇用・育成する農業法人等	新規就業者に対する雇用資金として、1人当たり年間最大60万円（月額最大5万円）を4年間助成	第1回：3/1～4/4 第2回：7月～8月 第3回：10月～11月 （第2回と第3回は予定）	予算の範囲内	（一社）山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
14	山形県	新規就農支援研修	山形県で新規就農を希望する者等	優れた農業経営者や県の試験研究機関での農作業を通じた実践的な栽培技術の習得と農林大学校での講義による基礎知識の学習を合わせた1年間の研修（継続研修を希望する場合は最長2年間）	—	50名	東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター	0233-22-8794	https://agrin.jp/theme/kenshu/info/index.html	③研修制度
15	山形県	働きながら学ぶ農業入門講座	山形県で新規就農を希望する者等	就農に向けて他産業に従事しながら、水稲・果樹・野菜栽培の基礎を学ぶ夜間の研修と休日の現地講習を実施。（各講座とも講義6回、現地講習1回予定）	—	稲作講座20名 果樹講座30名 野菜講座20名	東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター	0233-22-8794	https://agrin.jp/theme/kenshu/info/index.html	③研修制度
16	山形県	経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策）	・経営開始時に49歳以下の認定新規就農者 ・R5年度中に経営を開始する者 等	補助対象事業費上限1,000万円 （経営開始資金受給者は上限500万円） 機械、施設の導入経費等	—	予算の範囲内	（申し込み） 各市町村農林担当課	—	—	⑤営農費用助成
17	山形県	経営開始資金（新規就農者育成総合対策）	経営開始時に49歳以下の認定新規就農者	12.5万円（150万円/年）、最長3年間	—	予算の範囲内	（申し込み） 各市町村農林担当課	—	—	⑪所得確保（給付金等）
18	山形県	経営開始支援助成（新規就農者育成総合対策）	・令和5年4月1日以降に県外から山形県に住民票を異動した者（ただし、令和5年3月31日以前に県外から本県に住民票を異動し、研修を実施した者を含む） ・令和6年4月1日以降に農業経営を開始する者 ・国庫事業の対象者（認定新規就農者）でない者 等	一世帯あたり75万円、最長1年間	—	予算の範囲内	（申し込み） 各市町村農林担当課	—	—	⑪所得確保（給付金等）
19	山形県	農地利用効率化等支援交付金	・目標地図に位置付けられた者 ・実質化された人・農地プランの中心経営体 ・継続的な農地利用を図るものとして市町村が認める者	融資を受けて農業用機械等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。 【補助率】：融資残額3/10上限	—	予算の範囲内	（申し込み） 各市町村農林担当課	—	—	⑰その他
20	①山形市	新規就農バスツアー	山形市に新規就農を希望している者	バスツアー。市内の農家等を視察訪問する。参加費無料、昼食代は実費 山形市新規就農者受入協議会の取り組みとして実施	8～9月頃	10名程度	農林部 農政課	023-641-1212 （内線436、430）	—	②農業体験
21	①山形市	新規就農短期体験フリープラン	山形市に就農を希望する他産業従事者、学生等で満70歳までの者	山形市内の受入農家にて農作業を体験する。期間は1～5日、内容は受入農家との相談による 山形市新規就農者受入協議会の取り組みとして実施	随時募集	体験事業実施可能な範囲で参加者を募集する	農林部 農政課	023-641-1212 （内線436、430）	—	②農業体験
22	①山形市	就農研修サポート事業	新規就農者等	山形市の補助を受けて受入協議会で実施する。 ○大学や県農業機関等の県内の研修に参加する場合、その研修の参加費について助成（年間上限10万円、費用の2分の1以内の額） ○相談アドバイス等の営農指導を行うベテラン農業者に対して助成（指導を受け持つ就農から5年までの新規就農者1人につき、1年目10万円、2年目以降5万円で算定した金額を交付）	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 （内線436、430）	—	④研修費用助成
23	①山形市	新規就農支援事業（農地賃借・機械、施設導入）	就農から3年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）の農地賃借や、農業用機械・施設の購入費を補助。 ○農地：実際の賃借料と補助基準額に、賃借面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設：補助率30%、上限30万円。就農から3年まで	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 （内線436、430）	—	⑤営農費用助成
24	①山形市	新規就農支援事業（住宅家賃）	本市に転入し、農業を継続的に営もうとする新規就農者及び研修生（就農時50歳未満）	市外から市内に住所異動し、新たに市内で農業を始める新規就農者又は研修生に対し、住宅家賃の1/2以内の額を補助（上限4万円/月）（研修最大2年間 就農後最大5年間）	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 （内線436、430）	—	⑨住宅助成
25	①山形市	新規就農支援事業（施設修繕）	就農から5年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）が行う、施設及び付帯設備の修繕に要する経費を補助。 補助率30%、上限30万円。就農から5年まで。	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 （内線436、430）	—	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
26	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のもの（中古は2年以上）の購入費を助成 ・認定新規就農者：補助率1/2（上限50万円） ・認定農業者、集落営農組織：補助率1/3（上限50万円）	令和7年3月中旬 ～ 4月上旬	認定新規就農者を優先に予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 （内線408）	—	⑤営農費用助成
27	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者	農地法の許可に基づき賃借する農地及び農地中間管理事業を活用して賃借する農地の賃借料を助成（補助率1/2、上限20万円） 農作業小屋の新設・改修に要する経費を助成（補助率1/2、上限100万円）	令和7年3月中旬 ～ 4月上旬	予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 （内線408）	—	⑧農地取得支援
28	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	地域計画に位置づけられた担い手等	稲作に使用する田植機、コンバイン及びトラクター（アタッチメントを含む。）購入費を助成（補助率1/3、上限350万円）	令和7年3月中旬 ～ 4月上旬	予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 （内線408）	—	⑤営農費用助成
29	③天童市	天童市農業後継者県外派遣事業	農業後継者等で構成する団体	県外研修に係る経費の1/3の額（1人当たり1万5千円を上限）を助成	随時募集	不定	農林課	023-654-1111 （内線215）	www.city.tendo.yamagata.jp	④研修費用助成
30	③天童市	農業担い手等経営確立支援事業	認定農業者又は認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は整備する時の経費を助成。事業費が整備内容ごとに20万円以上のものが対象で、金額は経費に1/3を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額。就農5年以内の農外からの新規参入者は、80万円のいずれか低い額 スマート農業支援事業 補助対象事業がロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した機械等で、事業費の3分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額。	年1～2回	不定	農林課	023-654-1111 （内線215）	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
31	③天童市	天童市新規就農者連絡協議会活動支援事業	天童市新規就農者連絡協議会	天童市新規就農者連絡協議会が行う、先進地視察研修、定期勉強会、講師を招いての実施研修等に要する経費に対し、15万円を助成	随時募集	不定	農林課	023-654-1111 （内線215）	www.city.tendo.yamagata.jp	④研修費用助成
32	③天童市	天童市新規就農者移住・定住促進事業費補助金交付要綱	（支援対象者） 天童市に移住・定住し新規就農者又は農業研修を受ける者。 （条件） ・就農時点で50歳未満であること。 ・申請時に市街からの転入後1年未満であること。 ・5年間本市に定住し農業に従事すること（研修期間を含む） ・新規就農者にあつては、青年等就農計画の認定見込みがあり、市内の農地において農業で生計を営むものであること。 ・農業研修を受ける者にあつては、市内の農家、研修機関等で1年以上の研修を受ける者であること。	家賃 月額又は一月当たり4万円のいずれか低い額 光熱水費 一月当たりの実費又は月額5千円のいずれか低い額 補助金の対象となる期間は、補助金の交付から5年を上限とする。	随時募集	予算の範囲内	農林課	023-654-1111 （内線216）	—	⑨住宅助成
33	③天童市	天童市新規就農者農地賃借料支援事業	（支援対象者） 認定新規就農者又は農地法第3条の許可を受けた新規就農者。 （条件） ・借地権を設定した農地の50%以上が市内に存する。 ・借地権の存続期間が3年以上。 ・3親等以内の親族からの借入れでない。 など	賃借料（10aあたり上限1万円）×借地権年数（上限5年）	賃借初年の翌年2月末	不定	農業委員会事務局	023-654-1111 （内線232）	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
34	④山辺町	青年農業者団体支援事業	山辺町青年農業者連絡協議会	青年農業者交流等の目的団体への研修、企画事業等への助成（定額）	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—	⑩その他
35	④山辺町	山辺町新規就農者経営確立支援事業	青年等就農計画の認定を受けてから5年以内の新規就農者	1物件10万円以上（税抜価格）の小規模な農業用機械・施設等の取得費に対して、補助金を交付する。 補助率は1/2以内（千円未満切り捨て。限度額20万円）	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—	⑤営農費用助成
36	⑤中山町	果樹等経営安定対策支援事業	町内に住所を有する認定農業者/認定新規就農者	果樹・野菜・花き等に使用した農業購入経費の10%を補助（消費税を除く） 上限は20万円	令和7年12月中旬 ～令和8年1月中旬	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
37	⑤中山町	生産基盤強化支援事業	町内に住所を有する認定農業者/認定新規就農者	農業用機械の導入経費の10分の3を補助（消費税を除く） 上限は30万円 設計金額が10万円以上で、事業実施年度において法定耐用年数に達していないものの原則として、軽トラックのような汎用性の高いものは対象外	令和7年4月下旬～令和7年5月上旬	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
38	⑤中山町	果樹経営転換支援事業	町内に住所を有する果樹販売農家	果樹の植栽をする事業に要する経費の2分の1以内、すもものみ3分の2以内 (上限額は15万円/10a) 家族への作業代、個人への人件費、飲食代に関する経費は対象外とする。	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
39	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1)新規就農者/認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2)中高年就農者/45歳以上65歳未満の者で、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行っている者	【施設設備等支援事業】 施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費を助成。45歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の100万円が限度（45歳～65歳未満の中年就農者は50万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html	⑤営農費用助成
40	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1)新規就農者/認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2)中高年就農者/45歳以上65歳未満のもので、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行っている者	【農地集積支援事業】 次の要件をすべて満たした対象経費の1/2以内。ただし、10万円が限度。 ・1筆又は隣接の2筆以上で10aを以上の市内の農地で、5年間以上の期間で農地中間管理事業を活用し、新たに賃貸借契約を締結したもの ・交付申請時において当該年の支払期限が未到来の契約によるもの	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html	⑧農地取得支援
41	⑥寒河江市	寒河江市農業後継者育成事業	寒河江市内の農業後継者等で組織する団体	団体が自主的に行う講演会や視察研修会等の活動経費に対し定額助成(30万円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	—	⑫その他
42	⑥寒河江市	寒河江市新規就農者支援育成協議会事業	寒河江市で新規就農を希望する者に対する支援・育成を行う団体	市農林課・農業委員会・西村山農業技術普及課・JAさがえ西村山・市農業士会・広域農業活性化センター・担い手の会等で構成された協議会が、新規就農者等の支援と育成・確保を図るため、各組織が連携して様々な相談や情報提供等を行う	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	—	⑫その他
43	⑥寒河江市	新規就農者定住促進支援事業	50歳未満の新規就農者及び研修生かつ、市外在住の期間が連続して1年以上あり、寒河江市に転入して1年未満の者。	【住宅支援事業】 市外から市内に定住し、新たに市内の農地を活用し農業を始める50歳未満の新規就農者又は研修生に対し、家賃の1/2（上限4万円/月）、光熱水費を一律5千円/月を補助（最大60か月）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html	⑨住宅助成
44	⑥寒河江市	新規就農者定住促進支援事業	上記の新規就農者又は研修生に対し営農指導等を行う認定農業者及び新規就農者支援育成協議会会員（3親等以内の親族は除く）	【営農支援事業】 住宅支援事業を活用する新規就農者又は研修生へ、アドバイザー設置費用（営農指導委託料）として5万円/年を助成（上限2年間）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html	⑦受入農家への助成
45	⑥寒河江市	寒河江市結婚新生活支援事業	寒河江市内に住所を有する新婚世帯で、夫婦共に39歳以下であること、世帯所得合計が500万円未満であること等	引越費用及び賃貸住宅の家賃・敷金・礼金等の費用について、夫婦共に29歳以下の世帯は上限60万円、その他世帯は上限30万円を補助。	—	予算の範囲内	企画戦略課	0237-85-1413	https://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/tetuduki/kekkon-etc/marriage-support.html	⑨住宅助成
46	⑥寒河江市	寒河江市定移住促進賃貸住宅家賃助成補助金	県外からU・I・Jターンした転入若者夫婦や転入子育て世帯であること等	民間賃貸住宅の家賃について、若者夫婦は上限1万円/月、中学生以下の子がいる子育て世帯は上限2万円/月を最大24か月間助成。	—	予算の範囲内	みらい協働課	0237-85-1413	https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/hojyoshien/menkyo_hojo.html	⑫その他
47	⑥寒河江市	寒河江市若者定着支援未来創成事業	西村山地区内に親が在住している現在奨学金を返還しているUターン若者	返還中の奨学金について、最大124万8千円（総額）を補助。	—	予算の範囲内	みらい協働課	0237-85-1413	https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/hojyoshien/uturnshogakukin.html	⑫その他
48	⑥寒河江市	寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金	子育て世代や県内外からの転入者であること等	子育て世代や市外から市内に定住する方が住宅を建築・購入・リフォームする場合に経費の一部を補助。補助額は、建築・購入の場合50～200万円、リフォームは上限50万円。	—	予算の範囲内	建設管理課	0237-85-1627	https://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/sumai/jyutaku/kosodateteizyu.html	⑨住宅助成
49	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	(1) 農業者に関する研修（海外研修、国内研修） (2) 新規就農者を育成又は確保する事業 (3) 消費者との交流事業 (4) 生産、流通、販売及び経営等に関する事業 で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技術の研究開発等を図る事業 上記事業に対し、個人又は1団体あたり20万円を限度に支給	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	④研修費用助成 ⑦受入農家への助成 ⑩販路拡大

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
50	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業者会、河北町認定農業者の会など	新規就農者を育成又は確保する事業（例：新規就農者を対象とする研修会等）に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑦受入農家への助成
51	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業者会、河北町認定農業者の会など	消費者等との交流事業（例：各種イベントの実施及び参加等）に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑩販路拡大
52	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業者会、河北町認定農業者の会など	生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技术の研究開発等を図る事業に対し助成。個人又は1団体あたり20万円を限度	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑩販路拡大
53	⑦河北町	河北町就農研修生受入協議会事業	—	(1) 就農研修生の募集及び指導 (2) 新規就農者の営農支援 (3) 受入農家の資質向上 (4) 会員相互の情報交換 (5) 経営・技術・資金及び農地等に関する関係機関・団体との連携	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	③研修制度
54	⑦河北町	新規就農者定住支援事業	認定新規就農者等	家賃月額の2分の1又は月額4万円のいずれか低い額を最長3年間	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑨住宅助成
55	⑦河北町	新規就農者総合支援事業 新規就農者農業用機械購入支援事業	認定新規就農者	(1) 農業用機械整備事業：農業用機械の購入補助として、10万円以上で耐用年数が5年以上の農業用機械を購入した場合、購入費用の1/2（上限額50万円）を補助。 (2) 農地整備事業：補助対象者が所有権又は利用権を有する農地内の既存施設の解体・撤去、既存樹木の伐採・抜根、整地等の農地整備に関する経費の1/4（上限額25万円）を補助。 (3) 農作業施設整備事業：補助対象者が所有権又は利用権を有する土地や施設等における農作業施設（農作業小屋、農業用機械格納庫等）の整備や修繕等に関する経費の1/4（上限額25万円）を補助。	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑤営農費用助成
56	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の担い手農業者等	西川町農業担い手協議会で、以下の取組みを実施 (1) 就農研修生の勧誘・指導 (2) 受入農家の資質向上 (3) 会員相互の情報交換	—	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—	③研修制度
57	⑧西川町	農業担い手育成事業	農業体験受入農家	農業体験受入農家に対し支援。 5千円/日	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—	⑦受入農家への助成
58	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の農業法人等	新規就農者を雇用した法人等に対する支援。 10万円/人	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—	⑥雇用費用助成
59	⑧西川町	技術習得支援事業	町内の担い手農業者等	農業機械等の操作や簿記等の専門技術を習得するための研修等経費を助成（1/2以内）	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—	④研修費用助成
60	⑧西川町	農業機械施設整備支援事業	認定新規就農者等	農業用機械レンタルに対する助成	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成
61	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	就農しなかったとき、中退したとき等は助成金を返還	○農林大学校入学支援 町内で就農することを条件に、農林大学校の授業料を助成。最大2年間	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	④研修費用助成
62	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	認定新規就農者等	○就農等条件整備支援 機械・施設等の購入費用を補助。経営体育成支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
63	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	研修生の受入農家	○実践農業研修生受入支援 研修生の受入に要する経費を補助。経費の1/4以内、3万円/月が限度	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑦受入農家への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
64	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	研修生や認定新規就農者等	○農業研修生等の宿泊施設完備 農業研修生及び認定新規就農者とその家族が使用可能な無料宿泊施設有 (長期研修生や認定新規就農者が利用する場合は光熱水費実費負担)	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑨住宅助成
65	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者	○新規就農者生活支援 生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑪所得確保(給付金等)
66	⑨朝日町	朝日町チャレンジファーマー応援事業	先進的な取り組み等を行う農業者	取り組みに要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
67	⑨朝日町	スマート農業省力化支援事業	(1) 果樹農家で①65歳以上②認定新規就農者③認定農業者④果樹栽培面積が1haを超えている生産者 ①～④のいずれかに当てはまる者 (2) ①65歳以上②認定新規就農者③認定農業者④栽培面積が1haを超えている生産者 ①～④のいずれかに当てはまる者	(1) 自動車刈機の購入費(税抜) 1台あたり1/2(補助合計50万円限度) (2) パワーアシストスーツ購入費(税抜) 1/210万円限度	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
68	⑨朝日町	簡易トイレ購入補助事業	①経営面積が1haを超える農家②2戸以上の農家が組織する団体③認定新規就農者	簡易トイレ購入費の1/2上限10万円	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
69	⑨朝日町	就農人材育成研修資金	町外からの移住者であって、国の就農準備資金を受給している就農希望者	月額30,000円(最大2年間)	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑪所得確保(給付金等)
70	⑩大江町	大江町未来を耕す農機具支援事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/3を補助(上限30万円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑤営農費用助成
71	⑩大江町	大江町新規就農者家賃等補助事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	家族で賃貸住宅を借りの場合、家賃4万円/月限度、光熱水費1万円/月限度に助成。単身者は、無料で研修施設を使用可能	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑨住宅助成
72	⑩大江町	大江町新規就農者用住宅の賃貸	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者用住宅(H26～30年度に各1棟を整備)を町で整備。家族で移住する新規就農者に対し賃貸。家賃月5万円、上記の補助金を活用すると家賃月1万円で居住可能。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑨住宅助成
73	⑩大江町	大江町新規就農者用農業共同作業所設置	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	平成28年度にJAの倉庫を、平成30年度に旧保育園を改修し、新規就農者が共同で利用することのできる作業所を2箇所設置。作業小屋等を持たない新規就農者が選果や箱詰め等の作業ができる環境を整え、利便性を高める。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑫その他
74	⑩大江町	大江町新規就農者用農機具共同利用事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者が共同で利用することのできる農機具購入(農機具バンク)に対し町で補助。独立就農時の初期投資を軽減。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑫その他
75	⑪村山市	施設整備及び機械・種苗等購入補助 「いっくど農業ねっづくプログラム」 (村山市担い手創造推進事業費補助金)	市内の認定新規就農者または市内で就農して認定新規就農者となることが確実と見込まれる者(経営開始5年以内)	○施設整備及び機械・種苗等購入補助 市が認める費用の1/2を補助 青色申告者 上限30万円 白色申告者 上限20万円	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
76	⑪村山市	移住就農研修支援 「いっくど農業ねっづくプログラム」 研修作物に、市重点作物を含むこと (村山市担い手創造推進事業費補助金)	市内に移住し、就農に向けた研修を行う就農希望者(研修開始の年度または前年度に移住した方) 研修作物に、市重点作物を含むこと ※市重点作物＝サクランボ、モモ、スイカ、トマト	研修期間中の次の経費を支援(最長3年間) ①生活費 定額12万円/月 ②住宅費(小屋付き住居) 上限10万円/月 ③車両リース料、燃料費 上限5万円/月 ※夫婦で研修時は①のみ1.5倍	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑪所得確保(給付金等)

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
77	⑪村山市	村山市重点作物に取り組み環境整備補助「いっくど農業ねっづくプログラム」(市重点作物推進事業費補助金)	市重点作物の生産に取り組む者 ※市重点作物＝サクランボ・モモ・スイカ・トマト	○サクランボ・モモの苗木購入経費の1/3(上限サクランボ1,500円/本・モモ800円/本)を補助 スイカ・トマトの種苗購入経費について、昨前年度より増やした本数分の1/3(上限スイカ・トマト80円/本)を補助 ○農地の土壌診断後に実施する土壌改良に要する経費のうち肥料・資材購入経費の1/2(上限30千円)を補助 ○視察研修の4/5(上限100千円)を補助 ○サクランボ、トマトの園芸ハウスの軽微な改修経費の1/2(上限100千円)を補助 ○スイカかん水・排水対策経費の1/2(上限100千円)を補助 ○サクランボの結実確保対策として、蜜蜂1群設置あたり3千円を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
78	⑪村山市	村山市担い手創造推進協議会「いっくど農業ねっづくプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内での就農を希望する方または市内で就農している方	○村山市担い手創造推進協議会による総合支援平成28年7月に設立。就農者の募集や就農・営農相談への対応、就農体験・研修の受け入れ、農業者間の情報共有・交流事業など「仲間づくり」の観点で幅広い活動を展開していく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑫その他
79	⑪村山市	村山市新規就農者ネットワーク「いっくど農業ねっづくプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○村山市新規就農者ネットワークによる情報共有・交流活動 担い手として着実に定着することを目的に、新規就農者たちが連携し、個人・相互の経営向上・確立に向けて情報共有や交流活動に取り組んでいく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑫その他
80	⑪村山市	専門家による指導・研修「いっくど農業ねっづくプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○専門家による指導・研修 経営の合理化や発展化を図り、青色申告や法人への移行を目指す方に、税理士等の専門家による指導・研修を行う	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	③研修制度
81	⑫東根市	就農ファーストステップ支援事業	市内に住所を有する18歳から65歳までの就農後概ね3年未満の新規就農者で、認定農業者を目指す者であり、東根市農業委員会が新規就農者として農地を取得又は賃借した者。	①就農の際に必要なとなった農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費に対し、補助対象経費の3分の1の補助金を交付する。(上限50万円) ②就農する年度に賃借した農地の賃借料に対し、助成金を交付する。(対象農地10aあたり7千円または賃料のいずれか低い額)	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	⑤営農費用助成
82	⑫東根市	農業後継者海外(国内)派遣事業	＜海外＞市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な者で、40歳未満であり、認定農業者及び認定農業志向者等 ＜国内＞市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な40歳未満の市長が適当と認める者	海外又は国内で研修を受ける場合の必要経費を助成。経費1/2以内の額または、海外の場合1人当たり25万円、国内の場合2万円のいずれかの低い額	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	③研修制度
83	⑫東根市	新規就農者育成総合対策事業等の国の新規就農者支援事業を受けている者。	新規就農者育成総合対策事業等の国の新規就農者支援事業を受けている者。	交付1年目のみ年間30万円を交付する。	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	⑪所得確保(給付金等)
84	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業(研修生支援)	※移住者限定 移住後1年以内の就農希望者	年額216万円の支援を2年間 ①生活費 10万円/月 ②住宅費 3万円/月 ③車両リース料 5万円/月 ※①のみ夫婦で研修時1.5倍	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—	④研修費用助成
85	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業(新規就農者支援)	※移住者限定 経営開始後5年以内(前年度農業所得200万円以下)	①資材・苗代 10万円/年 ②農地賃借料 10万円/年 ③農作業小屋賃借料 3万円/年 ④農業機械賃借料 3万円	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—	⑤営農費用助成
86	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業(農業体験者支援)	尾花沢市で就農することに意欲、関心のある者	旅費、交通費 1万円/日	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—	②農業体験
87	⑬尾花沢市	親元就農支援事業激励金交付事業	3親等以内の者の経営体において、専業で農業に従事する市内在住の50歳未満の者	就農初年度に20万円(1回限り)	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—	⑫その他
88	⑭大石田町	新規就農者等生活支援補助金	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者を助成(住宅費2万/月、光熱費5千円/月以内)	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0237-35-2111	—	⑨住宅助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
89	⑭大石町	元気な新規就農者支援事業補助金	就農から5年以内の者	農業用機械等購入費の1/2 上限50万円 農地賃借料の1/2 上限10万円	—	予算の範囲内	産業振興課	0237-35-2111	—	⑤営農費用助成
90	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が農地中間管理機構から賃貸権の認定等を受けた市内農地の賃貸料を助成する。 (10,000円/10a)	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—	⑤営農費用助成
91	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が青年等就農計画に基づいて導入する農業用機械・施設の費用を助成する。(対象経費の1/2 上限100万円)	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—	⑤営農費用助成
92	⑯金山町	金山町認定農業者青年部活動活性化事業補助金	対象者：金山町認定農業者青年部 ※当該団体は、今後金山町の農業の担い手となり得る就農者（雇用就農含む）の任意団体。	団体を通じて、研修等の活動費用を助成。1団体あたり最大208千円	—	予算の範囲内	産業課	0233-29-5644	—	④研修費用助成
93	⑰最上町	担い手農業者研修活動支援事業	55歳までの新規就農者及び認定農業者の農業者団体	研修活動に係る費用を助成	—	予算の範囲内	農林振興課	0233-43-2016	—	④研修費用助成
94	⑱舟形町	園芸拡大ステップアップ事業	①新規就農者（販売額70万円以上を目指す新規就農者） ②新たに対象作物を栽培する農業者（販売額70万円以上を目指す新規就農者） ③事業実施前年と3年後を比較して、販売額が補助金額を2倍した額以上の拡大が見込める者	○補助率 1/2。ただし、③は1/3。いずれも上限50万円 35歳以下の場合、補助率10/10（上限変更なし） 50～65歳の場合、補助率 3/4（上限変更なし） ○対象経費 暗渠、明渠、土壌改良、種苗、資材（消耗品は除く）、機械等の導入費用	令和7年4月1日～	予算の範囲内	産業振興課	0233-32-0947	https://www.town.funagata.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
95	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	農業後継者（概ね40歳以下）並びに新規就農者（概ね45歳以下）の者、又は農業後継者等の団体の代表者	研究及び交流事業に係る事業費の8割（限度額12万円）を助成	—	予算の範囲内	産業振興課	0233-75-2105	—	④研修費用助成
96	㉑大蔵村	農業後継者等自立支援事業	農業後継者（概ね40歳以下）並びに新規就農者（概ね45歳以下）の者、又は農業後継者等の団体の代表者	農業経営に必要な農地取得及び施設整備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5ヵ年分の利子相当額（限度額100万円）を助成	—	予算の範囲内	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
97	㉑大蔵村	新規就農者確保事業	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象者で新規就農1年目の者	新規就農年次にのみ、50万円を村でかさ上げして給付する。	—	予算の範囲内	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
98	㉒鉦川村	鉦川村青年就農者経営継続安定化給付金給付要綱	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象者	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付が終了した翌年度に1人あたり30万円の交付	—	予算の範囲内	産業振興課	0122-55-2111 (内線251)	—	⑪所得確保（給付金等）
99	㉒戸沢村	新規就農者支援事業	次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象者、新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就農年次に50万円の給付。	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0233-72-2111	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/	⑪所得確保（給付金等）
100	㉓米沢市	米沢市農業新規参入促進報奨金	・「米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準」第3条の規定により新規就農者と認定された方 ・認定時の年齢が満50歳未満で、かつ本市に住所を有する方	1人当たり5万円（新規就農時1回限り）	—	5名程度	農業委員会事務局	0238-22-5111	—	⑫その他
101	㉓米沢市	米沢市未来を拓く農業支援事業	認定新規就農者及び農業後継者（概ね45歳以下）	農業後継者・認定新規就農者が自ら主体となつて行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入・新商品開発事業・先端技術活用支援事業等の積極的な取組を支援する。補助率1/2（上限100万円※） ※先端技術活用支援事業の上限は50万円	令和7年4月1日～ （予算の範囲内）	予算の範囲内	産業振興課	0238-22-5111	http://www.city.vonezawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
102	㉓米沢市	親元就農支援交付金	令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に親元就農した方（満50歳未満）	1人あたり20万円の交付（就農初年度の1回のみ）	—	予算の範囲内	産業振興課	0238-22-5111	http://www.city.vonezawa.yamagata.jp/	⑫その他
103	㉔南陽市	農業支援ワンストップ相談窓口	—	本市での新規就農に係る相談から、体験・研修先の紹介、就業・定着まで、南陽市農業振興協議会「担い手育成支援部会」の部会員が連携しながら地域全体でサポートする取組み。 新規就農に限らず、農業に関連した様々な問題についても相談窓口を一元化し、課題の早期解決に努めている。	—	—	農林課	0238-40-8309	http://www.city.nanyo.yamagata.jp	①就農相談
104	㉔南陽市	農業研修支援事業	①市内農業者の実施する研修を受講する市外の者 ②研修を受け入れた農業者	農業研修を実施するにあたり、宿泊場所の確保が課題となっていることから、市内農業者の実施する農業研修を受講する市外の受講者の市内旅館等を利用した場合の宿泊費に対して助成を行う（1泊2,5千円）。 また、研修を受け入れた市内農業者に対して報償費（1回5千円）を支出することで、後継者育成の気運を高める。	—	予算の範囲内	農林課	0238-40-8309	http://www.city.nanyo.yamagata.jp	④研修費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
105	㊦高畠町	新規就農者家賃補助事業	認定新規就農者(就農形態区分が「新たに農業経営を開始」に該当している者のみ)及び農業研修生で、町税(国民健康保険を含む)の滞納がない者	町内の住宅等について賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った月額家賃(管理費、共益費及び駐車場使用料を除く)の1/2の額について月額2万5千円を限度として合計12月分を上限に最長2年間助成	令和8年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	⑨住宅助成
106	㊦高畠町	農地賃借料補助事業	認定新規就農者で、町内の農地について農地法等による賃借契約を結んでおり、町税(国民健康保険を含む)の滞納がない者	町内の農地について農地法等による賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った農地賃借料年額の1/2の額について10万円を上限に最長2年間助成	令和8年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	⑧農地取得支援
107	㊦高畠町	農業研修生受入協議会	農業体験や新規就農を希望している方	①農業支援フレストップ相談窓口 ②農業体験受入	①随時 ②令和7年11月30日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	①就農相談 ②農業体験
108	㊦高畠町	おためし地域おこし協力隊アグリ部隊員	当町で募集する地域おこし協力隊アグリ部隊員への応募を検討している者等	おためし地域おこし協力隊アグリ部隊員として当町に滞在する際の2泊3日から5泊6日までの宿泊費・活動車借上げ料、傷害保険料の補助(すべて町手配)。	令和7年11月30日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	②農業体験
109	㊦高畠町	地域おこし協力隊アグリ部隊員	新規就農者を希望している方	最長3年間の農業研修等の支援。1年目作目を絞らず短期研修。2年目長期研修。3年目長期研修、就農準備。 報酬、車両の貸与、作業着・道具類(農作業用)の支給等	令和7年11月30日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	④研修費用助成
110	㊦高畠町	たかはた農とびあ事業	町内で農業生産を行う45歳以下の者	①町内農業者のネットワーク構築のための研修会及び交流会の開催 ②公式LINEアカウント「たかはた農とびあ」を用いた情報発信	①年1～2回 ②随時	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	⑫その他
111	㊦川西町	新規就農総合支援事業	認定新規就農者	農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費を助成。研修に要する経費の2/3又は5万円のいずれか低い額。	令和7年4月1日～令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	④研修費用助成
112	㊦川西町	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定新規就農者	資金の借入に係る利子助成。 融資額：50万円以上500万円以内 利率：1.5% (町の利子助成により実質無利子)	令和7年4月1日～令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
113	㊦川西町	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)非対象者	施設、機械(中古を含む)等の営農に係る経費の1/2又は20万円のいずれか低い額。	令和7年4月1日～令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
114	㊦川西町	新規就農総合支援事業	50歳以上の認定新規就農者(農業次世代人材投資事業経営開始型及び新規就農者育成総合対策経営開始資金非対象者)	50歳以上の認定新規就農者に対して、就農奨励金30万円を支給。認定期間中1回限り。	令和7年4月1日～令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑫その他
115	㊦長井市	長井市生き生き就農家賃支援事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(就農準備資金、経営開始資金、雇用就農資金)対象者への家賃補助	賃貸住宅家賃の年間自己負担額の1/2又は36万円のいずれか低い額を助成。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑨住宅助成
116	㊦長井市	長井市生き生き就農移住支援事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(就農準備資金、経営開始資金、雇用就農資金)対象者で、本市に移住する者	40万円(夫婦で移住の場合は50万円)	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑫その他
117	㊦長井市	長井市生き生き就農研修支援事業	新規就農者総合対策(就農準備資金、雇用就農資金)対象者で、研修を受ける者	就農準備資金対象の研修生で移住者の場合：月5万円 最長2年間 就農準備資金対象の研修生で市民の場合：月3万円 最長2年間 雇用就農資金による研修者の場合：2万円 最長2年間	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	④研修費用助成
118	㊦長井市	長井市生き生き就農機械施設整備業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(経営開始資金)対象者	①軽トラック等(貨物車)(3分の1補助で上限30万円) ②トラクター(2分の1で上限50万円) ③管理機(2分の1で20万円が上限) ④收穫・出荷用等機械(2分の1以内で20万円が上限) ⑤ハウス(2分の1以内で30万円が上限)。 ⑥市長特認(2分の1以内で20万円上限)各制度1回限り。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
119	㊦長井市	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(経営開始資金)対象者	農地賃借料の2分の1以内で年間30万円が上限。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
120	㊦長井市	長井市研修生受入農家支援事業	研修生受入農家	新規就農者育成総合対策(就農準備資金)対象の研修生の受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑦受入農家への助成
121	㊦小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター(地域の認定農業者)から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	2名	農林振興課	0238-62-2408	—	⑪所得確保(給付金等)

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
122	㊸小国町	住宅総合支援事業	・令和2年4月1日以降に山形県外から転入した者等 ・10万円以上等の工事費	移住者が住宅を購入しリフォームした場合にその改修費用等を助成	随時募集	予算の範囲内	地域整備課	0238-62-2431	—	㊸その他
123	㊸小国町	移住者向けリフォーム支援事業	・町外から小国町に移住した者 ・3年以上の期間を有する賃貸借契約を締結した住宅のリフォーム工事費	移住者が賃貸借している住宅のリフォーム費用等を助成	随時募集	予算の範囲内	総務企画課	0238-62-2264	—	㊸その他
124	㊹白鷹町	新規就農者育成支援事業（賃貸住宅助成）	・本籍及び前住所が町外であること ・居住開始から3年未満の者 ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ※農業経営計画 ：青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	賃貸住宅の家賃補助（年間賃借料の1/2又は36万円のいずれか低い額）3年間上限。	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑨住宅助成
125	㊹白鷹町	新規就農者育成支援事業（住宅購入助成）	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した住宅に5年間以上居住すること ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・取得した住宅が損害保険に加入していること ※農業経営計画 ：青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	戸建て住宅を購入した場合、購入費の1/2又は80万円のいずれか低い額を助成	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑨住宅助成
126	㊹白鷹町	新規就農者育成支援事業（農業用物件等導入支援）	・本籍及び前住所が町外であること ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・農業用物件等を本人名義で取得又は賃貸借契約等の締結を行う者 ・車両導入においては、賠償責任等に応じるに足る損害保険に加入していること ※農業経営計画 ：青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	農業用機械・車両（軽トラックに限る）及び施設・設備等に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑤営農費用助成
127	㊹白鷹町	新規就農者育成支援事業（雇用促進支援）	・雇用主と新規就農者等の間で雇用契約が締結されていること ・新規就農者等の雇用の際、新規就農者等が必要とする農業用物件等の導入費用であること ・白鷹町新規就農者受入協議会に所属している者 ・農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けている者 ・導入する農業用物件等が雇用主の名義で購入又は賃貸借契約等の締結がされたものであること ・車両導入においては、賠償責任等に応じるに足る損害保険に加入していること	雇用主が雇用に際し必要となる農業用物件等の導入費用1/2又は50万円のいずれか低い額を助成	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑥雇用費用助成
128	㊹白鷹町	農業再生協議会担い手農業者育成支援事業（資格習得費用支援）	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・地域計画また目標地図に位置図けられた農業者 ・特に白鷹町農業再生協議会会長が認めたもの	農業機械等の運転に必要な免許資格等の習得費用の支援	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	㊸その他
129	㊺飯豊町	家賃支援事業費補助金	町外からの新規就農者又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を活用して町内の農家で研修をしている者で町内の賃貸借住宅に居住していること	町内の賃貸住宅の家賃を助成。年間負担額の1/2又は24万円のいずれか低い額を上限として支給。ただし、事業対象期間は3年以内。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑨住宅助成
130	㊺飯豊町	飯豊で幸せになる条例	町内への定住の意思を有して住宅を新築または購入された場合	住宅を新築又は購入した場合、一世帯につき1回に限り奨励金を交付。 ◆奨励金：30万円 ◆加算措置 ・新規就農林世帯、I・Uターン世帯：30万円 ・町内施工業者による新築施工：30万円 ・三世代、新婚、子育て世帯：10万円 ・町内施工業者による飯豊型エコハウス新築：30万円 ・空き家購入：10万円	随時募集 (R8.3.31までの条例)	予算の範囲内 (補正対応します)	企画課	0238-87-0521	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑨住宅助成
131	㊺飯豊町	農業短期体験	町外から農業短期体験のために来町する場合	町内の農家で農業体験を行う場合、交通費の1/2又は1万円のいずれか低い額を助成。受入農家には研修に係る経費を助成。	随時募集	予算の範囲内	飯豊町地域で育てる担い手協議会（事務局：農林振興課）	0238-87-0525	https://iide-agri.jp/	②農業体験

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
132	㊼飯豊町	農機具等整備支援事業	認定新規就農者	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/2もしくは15万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。1ターンで就農した者は軽トラックや除雪機も助成対象とする。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
133	㊼飯豊町	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等（畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良）の費用を助成。対象経費の1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
134	㊼鶴岡市	鶴岡市新規就農定着アドバイザー	—	新規就農定着アドバイザーを設置し、新規就農者の相談・指導を実施	—	—	農政課	0235-25-2111	—	①就農相談
135	㊼鶴岡市	庄内南部新規就農者研修受入協議会	鶴岡市、三川町、庄内町で新規就農を希望する者	希望する研修内容・将来の農業経営の構想等を確認したのち、協議会に登録した研修受入農家のもとで最大2年間の研修を実施。就農準備資金を活用しながら研修を受けることも可。	随時募集	予算の範囲内	鶴岡市農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	③研修制度
136	㊼鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（オーダーメイド型独立就農支援事業）	認定新規就農者であって、かつ地域計画に位置付けられている者又は位置付けられることが確実な者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国及び県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械・施設の導入や、無人ヘリオペレーター免許、ドローン操縦免許等の取得、営農に必要な機械の設置を目的とした電気工事に係る経費。 補助金額上限50万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
137	㊼鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（農業機械・農業用ハウスリース支援事業）	認定新規就農者であって、かつ地域計画に位置付けられている者又は位置付けられることが確実な者	農業用機械の賃借料年額の1/3又は5万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
138	㊼鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（農地賃借料支援事業）	転入後10年を経過しないU1ターン者で認定新規就農者、かつ地域計画に位置付けられている者又は位置付けられることが確実な者	農地賃借料年額の1/3又は3万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
139	㊼鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（雇用就農者スキルアップ促進支援事業）	農業法人、農事組合法人等	研修修了後5年を経過しない新規就農者である従業員又は構成員による農業用機械免許等の取得に要する費用。 対象となる従業員1名につき、事業費の1/2又は6万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑥雇用費用助成
140	㊼鶴岡市	アグリランドバンク事業（新規就農支援型）	認定新規就農者（親元就農除く）	新規就農者支援の観点から経営耕地の一部を貸し付けできる農業者（新規就農者支援農業者）をあらかじめ募り、新規就農者から借り受け希望があった場合に、双方の面接を経て賃借へと繋げていく。※貸付できる面積の上限設定あり	—	予算の範囲内	農業委員会事務局	0235-64-5868	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑧農地取得支援
141	㊼鶴岡市	不動産情報提供登録制度	移住希望者	移住希望者に対して、鶴岡地区宅建協会と連携して希望する不動産情報を提供。	随時	—	地域振興課	0235-35-1191	http://tsuruoka-iju.jp/	⑫その他
142	㊼三川町	新農業所得構造改革推進事業	町内農業者及び団体等	・土づくり支援（土壌改良剤散布支援） ・瑞穂の郷づくり支援（直播・密苗・規模拡大機械導入支援） ・園芸等生産向上支援（園芸用ハウス整備、機械導入支援等） ・罹病リスク低減農業資材購入支援事業（水稲紋枯病防除剤購入支援）	令和7年4月1日～令和7年6月27日	予算の範囲内	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
143	㊼三川町	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給（3年を上限）	募集終了（令和8年度で支援終了）	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
144	㊼庄内町	庄内町地域おこし協力隊定着支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし協力隊委嘱期間満了後2年以内。委嘱期間から引き続き地域の活性化に資する活動を行う場合月5万円。	—	予算の範囲内	企画情報課	0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp	⑫その他
145	㊼庄内町	庄内町農業本気やる気プロジェクト支援事業	認定新規就農者	将来における農業経営の確立を目指すための施設の整備、機械導入等への支援 新規整備の場合1/3以内、修繕又は更新の場合1/4以内、上限100万円	—	予算の範囲内	農林課	0234-42-0169	http://www.town.shonai.lg.jp	⑤営農費用助成
146	㊼庄内町	（※鶴岡市でまとめて記載）庄内南部新規就農者研修受入協議会	庄内町、鶴岡市、三川町で新規就農を希望する者	希望する研修内容・将来の農業経営の構想等を確認したのち、協議会に登録した研修受入農家のもとで最大2年間の研修を実施。就農準備資金を活用しながら研修を受けることも可。	随時募集	農林課		0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp	③研修制度
147	㊼酒田市	酒田もっけ田農学校	本市で就農を希望する者	受講生の特性にあったカリキュラムを作成し、基礎から農業を学習。（研修期間18ヶ月）	令和7年4月～6月	10名程度	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	③研修制度

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
148	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（就農研修生生活支援事業）	町内時住所を有する60歳未満の者で、町内で6か月以上の農業研修を受ける者	町内で農業研修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6月以上の研修生に対し、月額2万円（移住者の場合は月額4万円。最長2年間）の補助金を交付。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑪所得確保（給付金等）
149	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（就農研修生等住宅支援事業）	町内に住所を有する60歳未満の者で、町内で6か月以上の農業研修を受ける移住者又は年150日以上農業に従事する新規就農者	町で用意した住宅を無償貸与。やむを得ず賃貸契約を結びアパート等に入居する場合は、家賃相当分とし、月額4万円を上限に補助金を交付（最長2年間）。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑨住宅助成
150	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（就農研修生受入支援事業）	就農研修生生活支援事業を受けている研修生の受入れ農家等	研修生受入農家等に対し月額2万円の補助金を交付（最長2年間）。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑦受入農家への助成
151	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（就農雇用支援事業）	町内に住所を有する60歳未満の者を雇用了た農業法人等	雇用了た就農者一人に対し、月額4万円を上限に補助金を交付（最長2年）	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑥雇用費用助成
152	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（親元等独立就農者支援事業）	個人経営体の農業経営の継承を受けた町内に住所を有する60歳未満の者で、認定新規就農者又は認定農業者（ただし、基盤法第12条第1項に規定する認定日から申請日まで3年を経過しない者で、国の経営開始資金等の交付を受けたものは除く。）	農業経営を継承者した者に100万円の補助金を交付	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑫その他
153	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（農業経営資格等取得支援事業）	町内に住所を有する60歳未満の者で、就農研修生、新規就農者、又は認定農業者ただし、過去に本町の助成事業で同様の補助を受給した者を除く。	農業経営に必要な免許・資格取得費用の1/2を補助金を交付（上限10万円）。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		④研修費用助成
154	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（産直出品支援事業）	町内に住所を有する60歳未満の者で、年150日以上農業に従事する新規就農者ただし、過去に本町の助成事業で同様の補助を受給した者を除く。	町内に所在する直売所の利用料支払に対し、月額1千を上限に補助金を交付	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑬その他
155	㊥遊佐町	新規就農サポート支援事業（農業用機械等整備支援事業）	町内に住所を有する60歳未満の者で、新規就農者又は認定農業者ただし、過去に本町の助成事業で同様の補助を受給した者を除く。	農業経営に必要な農業用機械又は設備等の整備に要した経費の1/2を補助金交付（上限10万円）	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		⑤営農費用助成
156	J A おいしいもがみ	新規園芸チャレンジ支援事業	新たに園芸作物の栽培に取り組み組合員（個人）申請時の年齢は64歳以下	新たに営農を開始するために必要な機械購入費・施設準備費・種苗の購入費・園場条件整備費の1/2または100万円上限	令和7年12月末日	予算の範囲内	営農販売部	0233-32-1514	http://www.mogami-chuo.com	⑤営農費用助成
157	J A 山形おきたま	新規就農者定着指導支援	指導する農業者または農業法人、新規就農者受入協議会構成員	新たな作物を導入する際の栽培指導、農業を開始するための研修受け入れ、定期的な栽培技術・経営管理指導、その他研修・就農に必要な指導を行う。指導者に対し2千円／1時間、30万円／年（上限）	令和7年12月末日迄	予算の範囲内	営農経済部	0238-46-5300	http://www.okitama-yt-ja.or.jp/	⑦受入農家への助成
158	J A 山形おきたま	新規就農者農地賃借料支援	新規参入者、新たな作物を導入する新規就農者、新規栽培者で概ね49歳以下の就農者	農地中間管理機構を通じて借入れた農地の初年度賃借料全額	令和7年12月末日迄	予算の範囲内	営農経済部	0238-46-5300	http://www.okitama-yt-ja.or.jp/	⑧農地取得支援
159	J A 山形おきたま	新規就農者営農資材支援	新規参入者、新たな作物を導入する新規就農者、新規栽培者で概ね49歳以下の就農者	JA（コメリ含む）から購入した営農資材（減価償却資産除く）の1/3または10万円のいずれか低い額	令和7年12月末日迄	予算の範囲内	営農経済部	0238-46-5300	http://www.okitama-yt-ja.or.jp/	⑤営農費用助成
160	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	当JA組合員で事業費税込550千円未満で国、県の補助事業に該当しない施設本体以外の園芸設備（資材・機器等）導入者で、きゅうり、長ねぎ、枝豆、花き（切り花）、アスパラガス、ミニトマト、里芋、椎茸、庄内柿、ワインぶどう作付者。事業計画の販売額が10%以上拡大すること。（導入効果）また、5年間は申請品目の栽培を行う事。	収量増加（反収向上）や高温対策及び収益性向上に必要なとされる資材及び、栽培する品目の生産設備・機器、土壤病害対策処理用機器、除稈、収穫後の調製機械導入に対して費用の30%を上限に助成する。	令和7年1月1日～令和7年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3725	http://www.ja-shonai.or.jp/	⑤営農費用助成
161	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	花き、軟白ネギ、きゅうり、ミニトマト生産者	土壤病害対策処理用機器、付帯設備購入費30%上限に助成	令和7年1月1日～令和7年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3725	http://www.ja-shonai.or.jp/	⑤営農費用助成
162	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	庄内柿、花卉（ストック、トルコギキョウ、キク）きゅうり、長ねぎ、里芋、枝豆、アスパラガス、ニラ、ミニトマトの新規、拡大作付を行う生産者。※品目ごとに面積拡大要件あり。	拡大作付を行う生産者に対して種苗費の80%助成を実施する。また、新規作付者及び組合員加入5年以内の生産者（担い手）には、種苗費の100%助成を実施	令和7年1月1日～令和7年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3725	http://www.ja-shonai.or.jp/	⑤営農費用助成
163	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	庄内柿生産者で防電ネットを導入した者。	費用の50%を上限に助成。 ※J A 庄内たがわ庄内柿生産組織連絡協議会との協議事業。	令和7年1月1日～令和7年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3725	http://www.ja-shonai.or.jp/	⑤営農費用助成
164	JAあまるめ	新規就農者支援	新規就農者	機械設備等の導入・賃借、施設等利用料、生産運営、免許取得経費に対して支援	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-45-1505		⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
165	JAあまるめ	園芸産地拡大強化支援	花き、軟白ねぎ施設生産者	施設の土壤消毒に要する資材（薬剤、被覆資材）に対して支援	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-45-1504		⑤営農費用助成
166	JAあまるめ	園芸産地拡大強化支援	ねぎ、花き、枝豆、あつみがぶ生産者	栽培に必要な機械導入等に対して支援	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-45-1504		⑤営農費用助成
167	JAあまるめ	園芸産地拡大強化支援	ねぎ、花き、枝豆、あつみがぶ生産者	重点振興作物の生産対策として販売数量に対して支援	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-45-1505		⑤営農費用助成
168	J A 庄内みどり	新規就農等支援	当JAの正組合員（以下同様） 原則50歳未満で就農開始5年以内の新規就農者	農地賃借料助成 農業用機械導入助成 大型特殊免許取得助成	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5647	http://ja.midorinet.or.jp/	⑤営農費用助成
169	J A 庄内みどり	農業生産法人雇用支援	農業生産法人連絡会議の会員法人	農の雇用事業等他の公的助成が終了した農業法人で雇用者と申請時に雇用を継続している農業法人（1法人1人に限り60万/年）	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5647	http://ja.midorinet.or.jp/	⑦受入農家への助成
170	J A 庄内みどり	農業生産法人技術習得支援	農業生産法人連絡会議の会員法人の経営者若しくは雇用者	酒田市等において開催される研修会等に技術習得の為研修会へ参加するにあたり掛かる費用（1法人につき30万）	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5648	http://ja.midorinet.or.jp/	④研修費用助成
171	J A 庄内みどり	農業生産法人園芸作物新規取組支援	農業生産法人連絡会議の会員法人	新規に園芸作物を導入し、複合経営の為、導入時における種苗代金及び生産資材の支援（1法人につき60万）	令和7年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5649	http://ja.midorinet.or.jp/	⑤営農費用助成